

契約書（例）

家庭教育学級事業委託契約書

※ 200円の収入印紙を1枚
事前に用意してください。



※ 1カ所に割印を押す。

所沢市（以下「甲」という。）と ○ ○ ○ ○ 学校区家庭教育学級運営委員会（以下「乙」という。）とは、家庭教育学級開設の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（事業の委託）

第1条 甲は、家庭教育学級開設に関わる事業（以下「事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（事業の履行）

第2条 乙は、事業の履行に当たっては、別添の所沢市家庭教育学級事業委託要綱に基づいてこれを実施するものとする。

2 履行期間は、令和 2年○月○日から令和 3年3月31日までとする。

（委託料の支払）

第3条 甲は、この事業に要する経費（以下「委託料」という。）として金○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額は○○○○円）を乙に支払うものとする。

2 委託料は、事業の目的を達成するため、乙の請求により前金で支払うものとする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、この事業を第三者に委託してはならない。

（事業の報告及び調査）

第5条 甲は、必要があると認める時は、乙から事業の実施状況、委託料の用途その他必要事項について報告を求め、又は調査及び協議を行うことができるものとする。

2 乙は、この事業の遂行が困難となった場合は、速やかに甲の指示を受けなければならない。

（報告書等の提出）

第6条 乙は、事業終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を1部提出し、甲の検査を受けなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、この契約締結後の事情の変更もしくはその他特別の必要が生じた場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(帳簿等)

第8条 乙は、事業に要する経費について収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を保管しておかなければならない。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、所沢市契約規則第18条第1項第4号の規定により免除する。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年〇月〇〇日

所沢市並木一丁目1番地の1

甲 所 沢 市

所沢市長

藤 本 正 人

印

所沢市〇〇〇△丁目△番地△

乙 〇 〇 〇 学校区 家庭教育学級運営委員会

委員長

所 沢 花 子

印

※委員長の自宅住所・氏名・印（個人印）